誓 約 書

 　　　　　様

 　　年 　　月　　 日から　　 年　　 月　　 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

 年 　　月 　　日

 住 所

 氏 名

 　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第 14 条の３（法第 14 条の６

において準用する場合を含む。））

②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第 15 条の２の７）

③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び

第 15 条の３）

④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第 15 条の４の２第３項において準

用する場合を含む。）

⑤広域認定の取消し（法第９条の９第 10 項（法第 15 条の４の３第３項において準用

する場合を含む。）

⑥無害化認定の取消し（法第９条の 10 第７項（法第 15 条の４の４第３項において準

用する場合を含む。）

⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第 12 条の７第 10 項）

⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の３）

⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の４第１項（法第 19 条の 10 第１

項において準用する場合を含む。）、第 19 条の４の２第１項、第 19 条の５第１項（法第 19 条の 19 第２項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の６第１項）